

事 務 連 絡
令和 5 年 4 月 3 日

各所属所長 様

公立学校共済組合埼玉支部長

公立学校共済組合の一般組合員資格を取得した 20 歳以上 60 歳未満の方への国民年金加入勧奨について（通知）

日頃より当共済組合の年金業務に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、**公立学校共済組合の一般組合員資格を取得する方は、共済組合の年金制度に加入することから、20 歳以上 60 歳未満の方でも別途国民年金の加入手続を行う必要はありません。**

しかしながら、新たに公立学校共済組合の一般組合員資格を取得した方（採用または他共済組合から転入した方）の御自宅へ、**日本年金機構から、国民年金への加入手続を求める加入勧奨の御案内が送付されてしまうことがあります。**

これは、共済組合での資格取得情報が日本年金機構へ届くまでに一定の期間を要するため、その間に当該資格取得者について日本年金機構が「年金制度に未加入の状態が続いている方」とであると認識し、自動的に加入勧奨の御案内を送付していることによるものです。

つきましては、当共済組合から**公立学校共済組合員資格を取得した一般組合員に対して、裏面の文書を組合員証の送付と併せて配布します。**

貴職におかれましても、制度及び事務処理についての御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

なお、組合員証発送事務の都合上、年度当初は組合員種別（一般組合員・短期組合員）にかかわらず、組合員証を発送する各所属所に 1 部、配布します。

また、年度途中は、一般組合員の資格取得者に対して案内文書の配布を行います。あらかじめ御了承ください。

【お問合せ先】

公立学校共済組合埼玉支部 年金担当
（埼玉県教育局教育総務部福利課内）

電話 048-830-6688

FAX 048-824-2638

E-mail a6680-13@pref.saitama.lg.jp

20 歳以上 60 歳未満の 一般組合員の資格取得者 被扶養配偶者資格取得者 の皆さまへ

国民年金への加入案内が届いてしまうことがあります。

公立学校共済組合で一般組合員の資格を取得した方、一般組合員の配偶者で被扶養者の資格を取得した方^{※1}のうち、20 歳以上 60 歳未満の方については、年金制度上、国民年金の被保険者資格も取得したことになりますので、**国民年金への加入手続きは必要ありません。**

しかし、共済組合で資格を取得してから 2 か月を過ぎた頃に、日本年金機構から「被保険者資格取得勧奨」「国民年金適用勧奨」等と書かれた加入案内が送られることがあります。

※1 65 歳以上の組合員の被扶養配偶者の方は、20 歳以上 60 歳未満であってもご自身で国民年金への加入が必要となります。（ただし、組合員の老齢年金受給権の有無により例外があります。）

◎どうして国民年金への加入案内が届くのですか。

皆さまが「公立学校共済組合で一般組合員または被扶養配偶者としての資格を取得した」という情報が、共済組合を通じて日本年金機構へ到達するまでに一定の期間を要します。そのため、資格取得から 2 か月を過ぎても日本年金機構へ情報が届かなかった場合に、日本年金機構が皆さまを「年金制度に未加入の状態が続いている方」と認識し、加入案内が送られてしまうのです。

◎加入案内が届いたら、どうすればよいのですか。

皆さまが手続きを行う必要はありません^{※2}。

共済組合での資格取得情報が日本年金機構へ到達し次第、記録の整備が行われますので、**国民年金への加入案内にある届出等を行わないようお願いいたします。**

※2 ただし、共済組合への提出書類が不足しているために加入案内が届くケースもありますので、共済組合へ未提出の書類（被扶養配偶者に係る「国民年金第 3 号被保険者関係届」等）がありましたら、お早めにご提出をお願いします。

共済組合が行う資格取得情報のシステム処理の都合上、日本年金機構への情報到達が通常より遅延し、更なる加入案内が届いてしまうことがあります。その場合は、大変お手数ですが、下記担当までお知らせくださるようお願いいたします。